

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年12月24日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月31日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

1.（監査の種類）

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>一般社団法人尾花沢市観光物産協会</p> <p>令和8年3月31日 措置報告</p>	<p>1. 令和6年度に定款の誤りについて指摘しているが、その後の総会で改正されたことが確認できない。</p> <p>2. 全てにわたり伺書に決済年月日の記載がない。</p> <p>3. 令和6年度も指摘しているが、協会の組織体制の充実が望まれる。これまでの常務理事、事務局長のあり方、職員の事務分担等どのような姿が最良なのか、理事会や市と再度協議されたい。</p> <p>一般社団法人尾花沢市環境物産協会補助金</p> <p>4. 令和6年度補助金交付申請書、交付決定通知書を紛失している。</p> <p>尾花沢花笠まつりパレード部会負担金</p> <p>5. 令和6年度も指摘しているが、市負担金のほかにまつり行列運営委員会から、30万円の負担金収入がある。この負担金の必要性について市と再度協議されたい。</p> <p>令和6年度おばなざわ花笠まつり会計</p> <p>6. 委託費のうち、人感センサーライト購入について、支払期限を超えて支払いを行ったため遅延事務手数料297円が発生している。</p> <p>7. 交通整備業務委託</p> <p>①受託者より契約書が2通送付されているが、そのまま保管されている。</p> <p>②契約書に押印がない。</p> <p>8. 各種物品の購入、業務委託について、契約書または請書のないものが多々見られる。規定等を確認し、適正な事務を執行されたい。</p> <p>令和6年度徳良湖まつり会計</p> <p>9. 収入伝票中年度の誤りが多数ある。</p>	<p>令和8年度通常総会での訂正を予定しております。</p> <p>指摘があった伺書に決裁年月日を記載済みです。</p> <p>今後、事務局長1名・観光案内所運営スタッフ1名・本部スタッフ1名の採用を計画しております。</p> <p>文書管理規定を整備し、管理徹底を図るよう改善してまいります。</p> <p>令和7年度のまつり開催にあたっては、商工会と協議し30万円の負担金については、無くしております。</p> <p>管理徹底を図り再発防止に努めてまいります。</p> <p>①契約書1部を、受託者に返却しました。</p> <p>②押印しました。</p> <p>発注から契約に係る事務処理について確認し、今後適切に処理してまいります。</p> <p>発注から契約に係る事務処理について確認し、今後適切に処理してまいります。</p> <p>担当者による起票時の確認を徹底し、さらに決裁を進める中での、複数の職員によるチェックを強化してまいります。</p>

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>商工観光課</p> <p>10. 市から支出している各種負担金額及び各種事務手数料の額について、金額の根拠を明確にされたい。</p>	<p>市から支出している各種負担金額及び各種事務手数料の額については、各事業の実績及び新たな事業計画などを踏まえ、市としては同規模の予算を前提として決定してきた経緯があります。市の負担金も含めた全体予算の中で、尾花沢市の観光PRや誘客拡大を図るため毎年創意工夫しながら取り組んでおり、負担金額の明確な根拠を示すことは難しいところです。今後も貴重な財源であることを十分考慮し、精査しながら対応してまいります。</p> <p>観光物産協会の事務処理に関しては、商工観光課と定住応援課で関連事業に係る事務処理の確認を行っていく考えです。その中で、適切な事務処理について、指導してまいります。</p>